

小郡市人権センター通信

Vol.27
H29.2.1

人権センター公開講座のご案内

「だれもが人間として尊重される社会に向けて」 ～ 命の平等性を求めて～

【講師】 ふるかわ かつすけ 古川 克介 さん 地域活動支援センターフロンティア代表
特定非営利活動法人 自立生活センター久留米理事長

【プロフィール】

- ・1994年 自立生活センター久留米設立
- ・1995年 共同作業所フロンティア設立
- ・1996年 久留米市共同作業所連絡会会長就任
- ・2003年 特定非営利活動法人 自立生活センター久留米 理事長就任
- ・2012年 一般社団法人生活支援センター「結」理事長就任



■日時：平成29年2月28日（火）19:30～21:00

■会場：小郡市人権教育啓発センター（大集会室）

手話通訳あり
入場無料

日常でよく使う言葉「ふつう」。この「ふつう」ってどういうことだと思いますか？

他の人ができることができないと、「ふつう」ではないとあなたは思いますか？

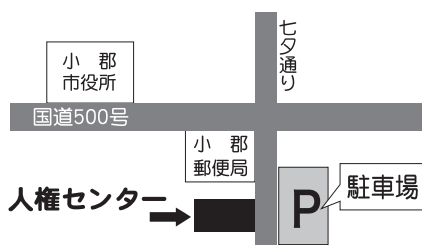
例えば車いすで移動すること、目や耳が不自由であること、思うように体が動かせない・・・

このようなことは、「ふつう」ではないのでしょうか？

私たちは自分と違うものに対して「おかしい」と思ったり、まわりと同じなら「安心」と思ったりしがちです。でも、人は一人ひとりが異なる存在です。そして、それぞれの違いはあっても、人の命は等しいものです。それぞれの違いを認め合い、一人の人間としてその存在を尊重すること、大切にすることが、だれにとっても住みやすい社会につながっていくのだと思います。

今回の公開講座では久留米市の自立生活センター理事長の古川克介さんふるかわかつすけをお招きします。脳性まひをもって生まれたことや車いすで生活することなど、自らの体験談を話していただきます。

だれにとっても住みやすく、一人ひとりが人として尊重される社会にするにはどうしたらよいか、考えてみたいと思います。皆様のご参加をお待ちしています。



小郡市人権教育啓発センター

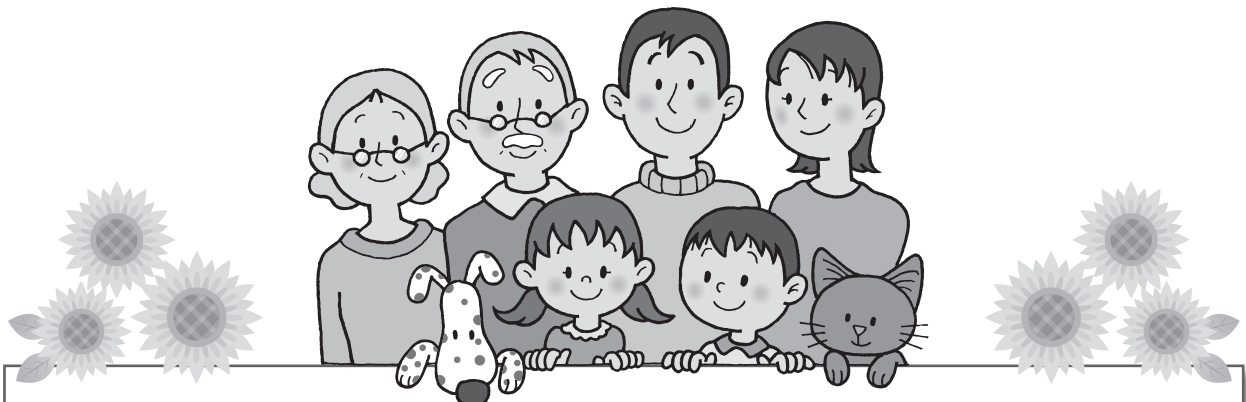
(所在地) 〒838-0141 小郡市小郡296

(電話&FAX) 0942-80-1080 (直通)

(Eメール) dotai@city.ogori.lg.jp

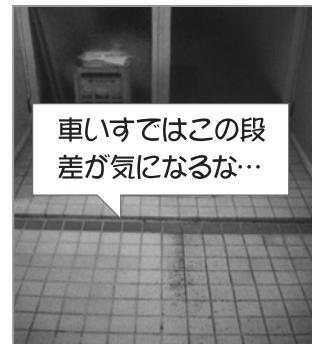
(ホームページ) <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

[ホーム>観る・学ぶ・人権>人権教育啓発センター]



みんなにとって住みやすい社会でしょうか？

いつも見ている風景・・・でも見方を変えると、どうでしょうか？



ケガをして車いすを利用したり、視力がおとろえたりすると、「今まで当たり前できていたのに・・・」と不便に感じたりすることがありませんか？

人権センターでは開館当時、車いすで来館される人の話しを聞き、建物の一部の段差をなくす改修工事をしました。
このことにより、車いすの人でも楽に入ることができるようになりました。



視覚に障がいがあると分からないことがあります。



現在では、国内メーカーのほとんどのシャンプーの容器の側面には“きざみ”が付いています。

障がいがあること、不自由に感じることは、その人自身の問題でしょうか？
少しずつ社会が変わっていけば、みんなが住みやすい社会になるのではないのでしょうか？上の例は社会の側が変わったことの一部ですが、「誰にとっても優しい」という考え方をみんなが持つことが大切だと思います。

*この冊子では、法律などの固有名詞以外については「障がい・障がいのある人」という表現を用います。



障がいがあってもなくても 一人ひとりが人として尊重される社会をめざして..

国では、障がいのある人もない人も、ともに住みやすい社会を作るために、行政機関や事業主等に対して障がいを理由にした差別を禁止して、平等な機会・扱い（待遇）を保障する法律を制定しました。これが、「障害者差別解消法」です。

*正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

2013年（平成25年）6月26日公布



「障害者差別解消法」

目的は・・・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることです。

この法律でいう障がい者とは

◆身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）、その他の心や体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会の中にある障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。障がい者手帳を持っていなくても対象になります。（障がい児も含まれます。）

この法律の対象となる事業主とは

◆会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

禁止していることがあります

◆正当な理由なく障がいを理由として差別すること。例えば、車いすだからお店に入れないことなど

合理的配慮の提供を求めています

◆障がいのある方から、社会の中にある障壁を取り除くために必要とする意思が伝えられたときに対応すること。

*行政機関等は義務、事業主は務める義務（努力義務）があります。

社会的障壁とは？

事物

利用しづらい施設、設備、通行など

制度

利用しにくい制度など

慣行

障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など

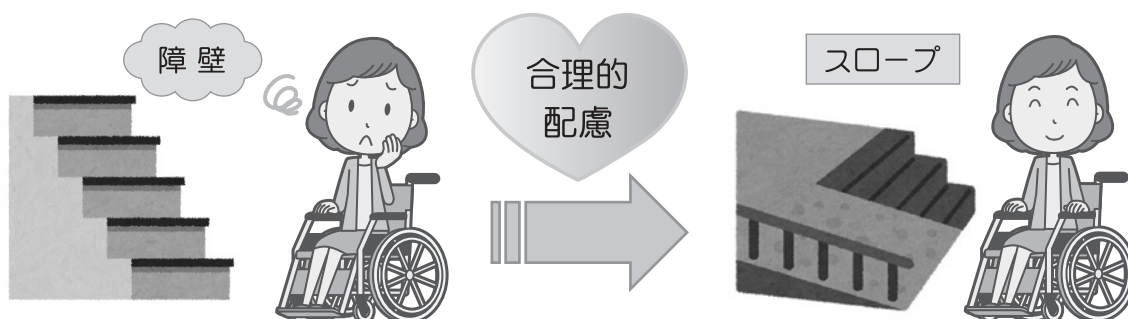
観念

障がいのある人への偏見など

具体的にはどうしたらいいのでしょうか？

社会的障壁や合理的配慮って具体的にはどうしたらいいのでしょうか？

例えば、建物の上の階に行きたいと思った時、階段しかないと思います。
車いすでは、階段はつかえませんが、エレベーターやスロープがあれば上の階に行けますね。
このように、その人の能力などに問題があるのではなく、周りの社会に問題があるという社会的な構造のことを社会的障壁と言います。そして、この社会的な障壁を取り除いていくことを「合理的配慮」といいます。



合理的配慮の例をあげてみると、次のようなことがあります。これはほんの一部です。

聴覚障がいのある人に手話や筆談などの方法でコミュニケーションをとること



知的障がいのある人には具体的な表現で分かりやすく伝え、理解しているかどうか確認しながら話を進めること



私たちにできること・・・

社会的障壁とは、障がいのある人が困っているものだけなのでしょうか？

例えば、段差や傾きのある歩道を通る時、狭い歩道や歩道のない道路を通る時に「不安」や「不便さ」を感じるのは、障がいのある人だけではありません。
また、書籍の字が読みにくかったり、わかりにくかったり、説明が聞こえにくかったりするの、視覚障がいや聴覚障がいのある人だけではありません。

身の回りの環境のことを自分のこととして考えてみましょう。そうすると気づくことがあります。その気づきを行動にうつしてみましょう。

相手の立場に立ったちょっとした言葉かけや行動が社会的障壁を取り除くことにつながります。それが、だれにとっても住みやすい社会につながっていくのだと思います。

